

事前評価調書

I 事業概要																																								
事業名	交通安全対策事業（歩道及び自転車歩行者道設置事業）																																							
地区名	一般県道 ^{やぎこもろわ} 岩作諸輪線																																							
事業箇所	愛知県 ^{あいちぐんとうごうちょうもろわかみほこ} 東郷町諸輪上鉾地内																																							
事業のあらまし	本路線は、長久手市から日進市を經由して東郷町へ至る幹線道路である。 当該区間は、東郷町北部に位置し、愛知池交差点の北側部分であるが、自動車交通量が多いが当該区間は歩道が一部未整備となっているため、歩行者が危険にさらされている。 こうした背景から、本事業は歩行者等の安全確保を目的として歩道設置を実施するものである。																																							
事業目標	【達成（主要）目標】 ① 歩行者等の安全確保 【副次目標】（必要に応じて記載する） —																																							
事業費	事業費		内訳																																					
	0.3 億円		■工事費 0.1 億円、■用補費 0.1 億円、■その他 0.1 億円																																					
事業期間	採択予定年度	2023 年度	着工予定年度	2026 年度	完成予定年度	2026 年度																																		
事業内容	・歩道設置 L=30m																																							
II 評価																																								
①事業の必要性	1) 必要性	歩道が一部未整備であり、歩行者等の安全が確保されていないため、歩道整備の必要がある。																																						
	判定	A	A： 現状の課題又は将来の予測から事業の必要性がある。 B： 現状の課題又は将来の予測が十分把握されていない。 【理由】 安全な歩行空間を確保するため、歩道設置が必要である																																					
②事業の実効性	1) 事業計画	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>2023</th> <th>2024</th> <th>2025</th> <th>2026</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">工種区分</td> <td>調査・設計</td> <td>←</td> <td>→</td> <td></td> <td></td> <td>0.1</td> </tr> <tr> <td>用地補償</td> <td></td> <td></td> <td>←</td> <td>→</td> <td>0.1</td> </tr> <tr> <td>工事</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>←</td> <td>→</td> <td>0.1</td> </tr> <tr> <td colspan="2">事業費(億円)</td> <td colspan="4">0.3</td> <td>0.3</td> </tr> </tbody> </table>							2023	2024	2025	2026	合計	工種区分	調査・設計	←	→			0.1	用地補償			←	→	0.1	工事				←	→	0.1	事業費(億円)		0.3				0.3
			2023	2024	2025	2026	合計																																	
	工種区分	調査・設計	←	→			0.1																																	
		用地補償			←	→	0.1																																	
工事					←	→	0.1																																	
事業費(億円)		0.3				0.3																																		
2) 地元の合意形成	・地元から要望があり、事業の実施について地元の合意形成がなされている。																																							

判定	A	A： 事業計画の実効性が期待できる。 B： 事業計画の実効性が期待できない。
	【理由】	円滑な事業執行環境が整っており、事業の実効性が期待できる。
Ⅲ 対応方針		
事業実施が妥当である	事業実施が妥当である。： 上記①及び②の評価がすべてA判定であるもの。 事業実施は妥当でない。： 上記以外のもの。	
Ⅳ 事後評価実施の有無と主な評価内容		
<input checked="" type="checkbox"/> 対象（事業完了後5年目） <input type="checkbox"/> 対象外 【事業完了後5年を越えて実施する理由・対象外の理由】 【主な評価内容】 ・歩行者等の通行に係る安全性の改善状況		